

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	ルネサスエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	Renesas Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 作田 久男
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
【電話番号】	044(435)5111(代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 菊池 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
【電話番号】	03(5201)5111(大代表)
【事務連絡者氏名】	法務第一部長 菊池 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 150,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年12月10日に提出した有価証券届出書ならびに平成25年2月13日、平成25年2月25日および平成25年5月24日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、有価証券報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出したこと、臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出したこと、平成25年6月26日開催の当社第11期定時株主総会において定款変更が承認可決されたこと、平成25年6月26日付けで代表取締役が異動したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

代表者の役職氏名

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成24年12月10日に提出した有価証券届出書に添付した「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えます。

（添付書類の削除）

平成25年3月期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

表紙

代表者の役職氏名

<訂正前>

代表取締役社長 鶴丸 哲哉

<訂正後>

代表取締役会長兼CEO 作田 久男

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

<訂正前>

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度第10期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書または半期報告書】

事業年度第11期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月9日関東財務局長に提出

事業年度第11期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出

事業年度第11期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年5月24日）までに、以下の各臨時報告書を関東財務局長に提出

- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（平成24年6月27日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書（平成24年10月16日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく臨時報告書（平成25年2月13日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（平成25年2月25日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書（平成25年2月25日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号第12号の規定に基づく臨時報告書（平成25年5月9日付）

<訂正後>

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度第11期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月27日）までに、以下の各臨時報告書を関東財務局長に提出

- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書（平成25年6月27日付）
- ・金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書（平成25年6月27日付）

第2【参照書類の補完情報】

< 訂正前 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年12月10日）までの間において追加がありました。以下の内容は、追加後の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、追加箇所は下線で示しております。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項および以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年12月10日）現在において判断するものです。

なお、当該将来に関する事項については、その達成および将来の業績を保証するものではありません。

< 訂正後 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成25年6月27日）現在において判断するものです。

なお、当該将来に関する事項については、その達成および将来の業績を保証するものではありません。